

電力システム改革の第2弾改正に向けて —小売参入全面自由化等の実施—

平成25年12月19日
資源エネルギー庁

1. 「電力システムに関する改革方針」(平成25年(2013年)4月2日閣議決定)を踏まえ、電気事業法改正法(第1弾改正)が、平成25年(2013年)11月13日に成立(第185回臨時国会)。
2. 第1弾改正では、広域的運営推進機関の設立等と、第2段階(小売参入全面自由化)、第3段階(法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保、小売料金の全面自由化)の実施時期・法案提出時期、留意事項を規定。

電力システム改革の3つの目的

1. 安定供給の確保
2. 電気料金の最大限抑制
3. 需要家の選択肢、事業者の事業機会の拡大

電力システム改革の3本柱

1. 広域系統運用の拡大
2. 小売及び発電の全面自由化
3. 法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保

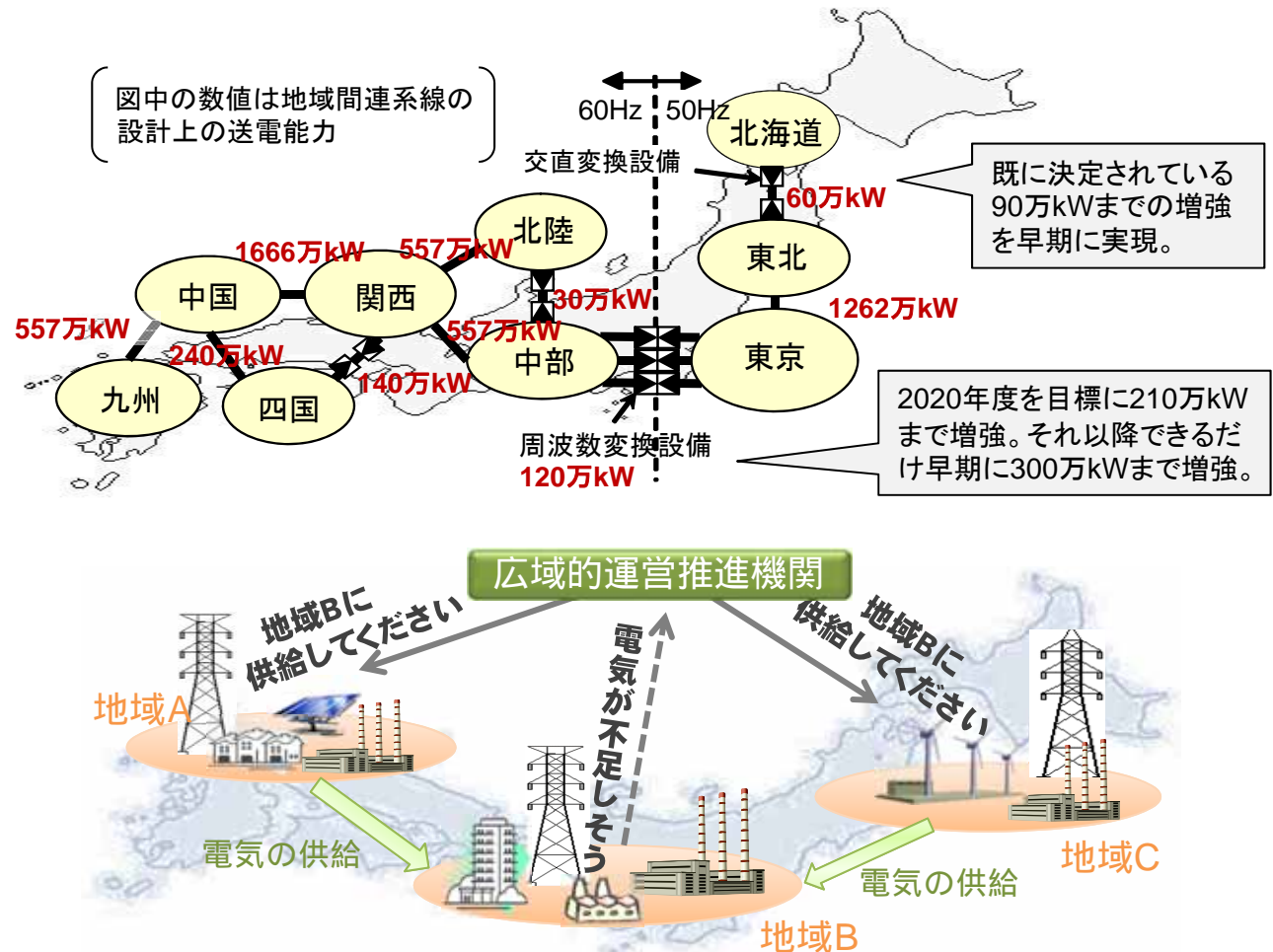
3段階の実施スケジュール

	実施時期	法案提出時期
【第1段階(第1弾改正)】 広域的運営推進機関の設立	平成27年(2015年)を目途に設立	平成25年(2013年)11月13日成立 (※第2段階、第3段階の実施時期・法案提出時期、留意事項を規定)
【第2段階(第2弾改正)】 電気の小売業への参入の全面自由化	平成28年(2016年)を目途に実施	平成26年(2014年)通常国会に法案提出
【第3段階(第3弾改正)】 法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保、電気の小売料金の全面自由化	平成30年から平成32年まで(2018年から2020年まで)を目途に実施	平成27年(2015年)通常国会に法案提出することを目指すものとする

1. 現行制度では、送配電網の整備計画策定や需給管理は、区域(エリア)ごとに行うことが原則であるが、広域的な運用を拡大するため、新たに広域的運営推進機関を創設する。
2. 広域的運営推進機関が計画やルールの方策に関与することにより、周波数変換設備等のインフラ増強が促されるとともに、北海道から東京に風力発電の電気を送るなど再生可能エネルギーの広域活用が進む。
3. また、需給ひっ迫時には、広域的運営推進機関が区域を越えた電気の供給(電力融通)や個別の発電所への焚き増しの指示をすることにより、停電が生じにくくなる。

広域的運営推進機関の業務内容

- ① 需給計画・系統計画を取りまとめ、周波数変換設備(FC)、地域間連系線等の送電インフラの増強や区域(エリア)を越えた全国大での系統運用等を図る。
- ② 平常時において、各区域(エリア)の送配電事業者による需給バランス・周波数調整に関し、広域的な運用の調整を行う。
- ③ 災害等による需給ひっ迫時において、電源の焚き増しや電力融通を指示することで、需給調整を行う。
- ④ 中立的に新規電源の接続の受付や系統情報の公開に係る業務を行う。



電事法第1弾改正法の規定()に基づき、第2弾改正(小売参入全面自由化等)について、平成28年目途に実施するための法案を、平成26年(2014年)通常国会に提出予定。

()附則11条第1項第1号: 平成28年を目途に、電気の小売業への参入の全面自由化を実施するものとし、このために必要な法律案を平成26年に開会される国会の常会に提出すること。

法改正の工程

実施を3段階に分け、各段階で課題克服のための十分な検証を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じながら実行するものとする。

第1弾改正 (2013年臨時国会にて成立)

広域的運営推進機関の設立
プログラム規定

等

第2弾改正 (2014年通常国会)

小売全面自由化
一般電気事業制度の見直しに伴う各種関連制度整備

第3弾改正 (2015年通常国会を目指す)

送配電部門の法的分離
法的分離に必要な各種ルール(行為規制)の制定

改革実施の工程

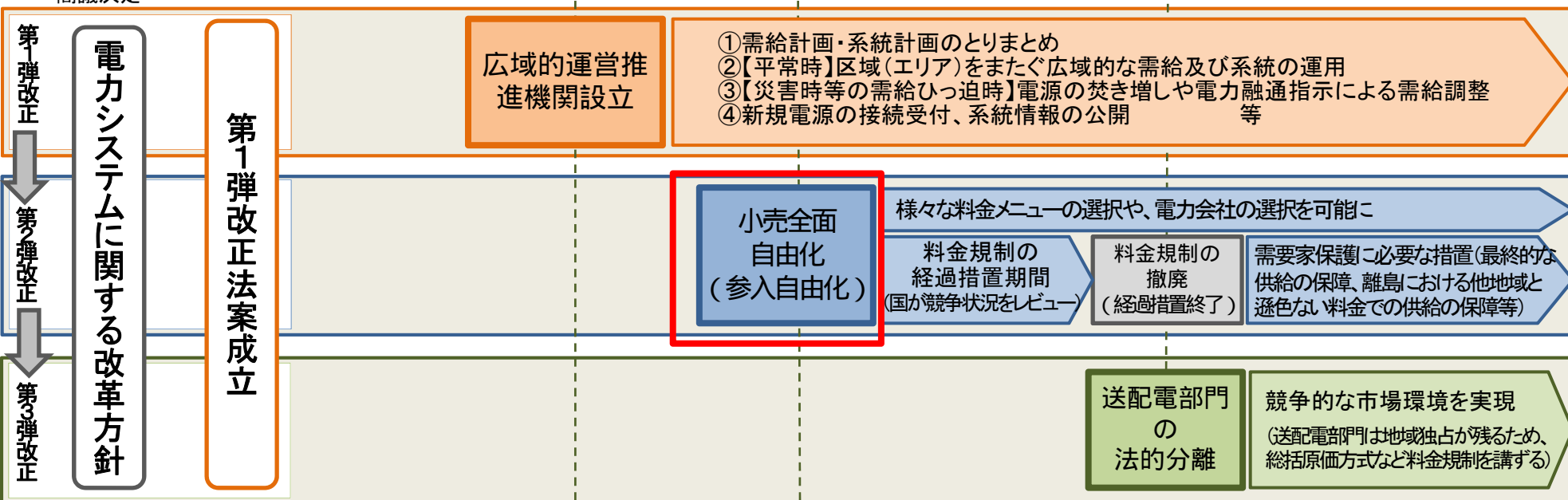
2013年4月2日
閣議決定

2013年11月13日

【第1段階】
(広域的運営推進機関の設置)
2015年目途

【第2段階】
(小売参入の自由化)
2016年目途

【第3段階】
(送配電の中立化、料金規制の撤廃)
2018~2020年目途

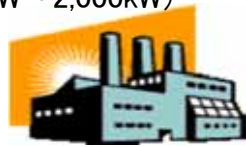


(2015年目途:新たな規制組織)

1. 小売参入全面自由化によって、これまで一般電気事業者が独占的に電気を供給していた約7.5兆円の電力市場が開放。全国で約8,420万の家庭・低圧需要家等が潜在的な顧客になり、企業にとって大きなビジネスチャンスとなる。
2. 加えて、①再生可能エネルギーや分散型エネルギーへの新たな投資や、②地産地消による新しいエネルギービジネス(スマートコミュニティ等)、③スマートメーター等の関連投資が起こる。

自由化部門

(契約: 50kW~2,000kW)



大工場・大オフィス



オフィス・中工場



小工場

規制部門

(契約: ~50kW)

今回の改正で自由化される電力市場

市場規模 7.5兆円
 契約数 一般家庭部門 7,678万件
 商店・事業所等 742万件



商店



住宅

自由化される電力市場規模・契約数(平成24年度)

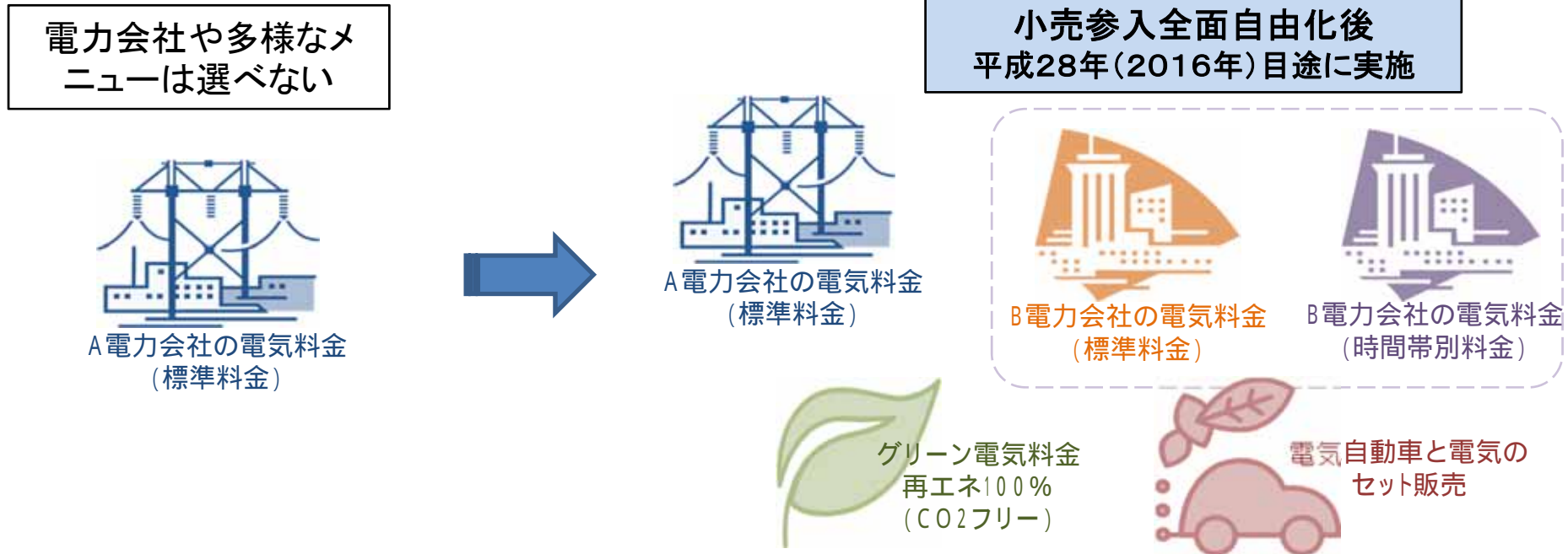
	市場規模 (単位: 億円)	契約数 (単位: 万件)		
		一般家庭 部門	商店、 事業所等	合計
北海道	3,141	361	40	401
東北	6,750	683	84	767
東京	26,525	2,681	206	2,887
中部	9,640	941	111	1,052
北陸	1,937	186	23	209
関西	11,683	1,251	105	1,356
中国	4,708	475	47	522
四国	2,437	250	34	284
九州	7,123	768	86	854
沖縄	1,377	80	6	86
10社計	75,321	7,678	742	8,420

市場規模(電気事業収益)、契約数は、各電力会社ごと。合計値が合わないのは、四捨五入による。

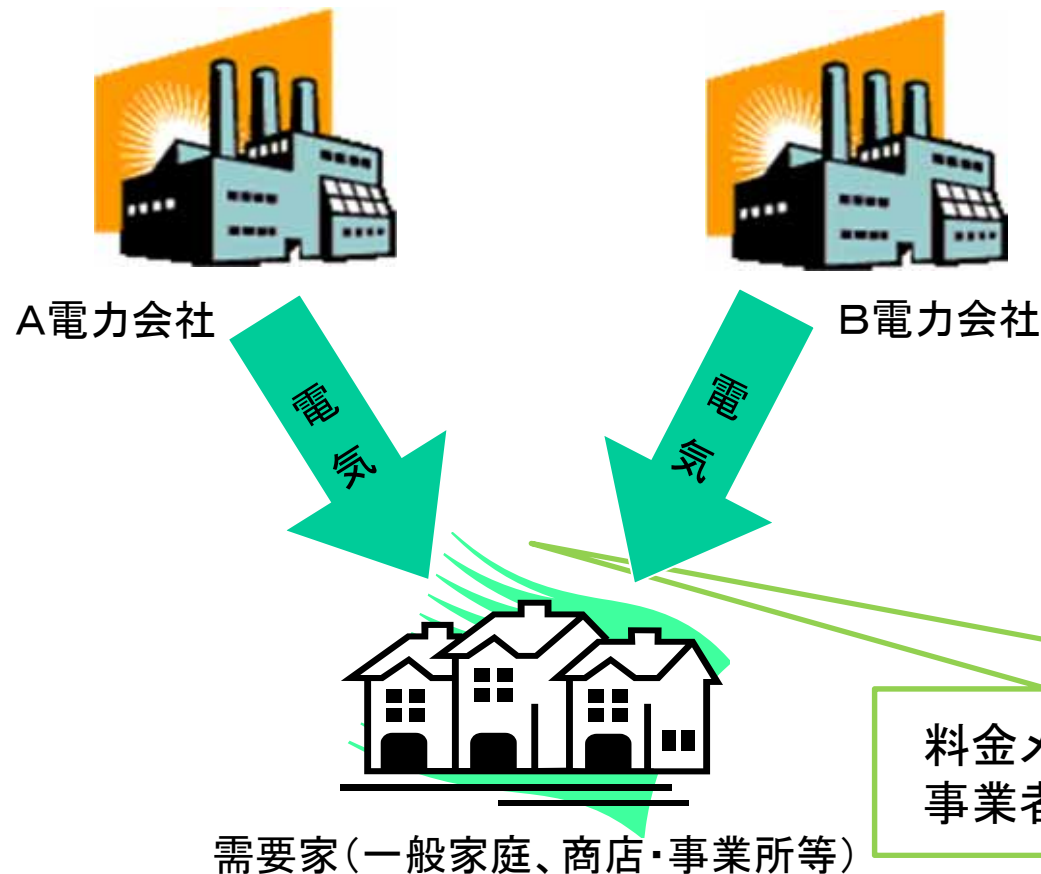
1. 「出身地(他地域)の電力会社から電気を買う」、「今より安い電力会社へ乗り換える」など、一般家庭等も電力会社の選択が可能となる。

(参考)今までは異なる電力会社へ乗り換える際、①メーターは送配電事業者が設置するものであるため、契約する小売事業者を乗り換えたとしても、メーターの買い換えは必要ないことや、②停電頻度、周波数など、電気の品質はどの小売事業者から購入しても同一であるため、電気の品質が変わることがないことなどから、通信と比べても、家庭等の需要家にとって乗り換えの障害は小さいと言われている。

2. 自由化により、今までよりも多様な料金メニューが生まれる。これにより、電気の販売を携帯電話、家電、通信、電気自動車等と組み合わせた「セット割引」など、これまでに無かったサービスが生まれることが考えられる。



1. 電力会社間の競争の促進などにより、企業の創意工夫や経営努力を引き出すとともに、競争状況を見極めた上での料金規制の撤廃や適切な市場監視を実施することで、発電用の燃料コストが上昇する中でも、電気料金を最大限抑制する(過去の自由化では、5兆円以上の効果があったと試算されている)。
2. 一般家庭や商店・事業所等の需要家でも、電力会社の料金メニューや供給条件の比較によって、事業者を選ぶことができる。地方公共団体など、実際に新規参入者(新電力)から供給を受けている需要家では、電気代の削減が実現。



小売自由化による電気代削減事例

【愛媛県松山市 中学校29校】

新電力との契約概要

契約電力	2,028kW
年間使用電力量	約367万kWh
負荷率	平均21%
落札価格	約7千4百万円
削減額	約5百万円
(四国電力の入札額と比べ、約6.2%減)	

料金メニューや供給条件の比較などによって、事業者を選ぶことができる

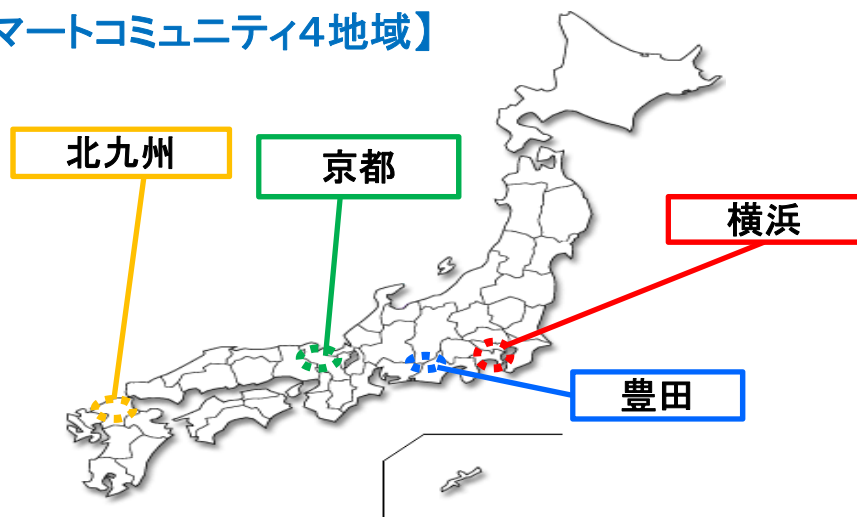
ピークシフト料金(ライフスタイルに合わせた、「夏の昼間に高く、他の時間帯は安くなる」料金メニュー)など多様な料金メニューが提供され、需要家側が無理なくスマートな省エネを行うことにより、日本全体ではより少ない電力投資で安定供給が図られるようになる。

(参考)柔軟な料金設定を可能とするため、スマートメーターの導入などの環境整備を併せて実施。

(参考)スマートコミュニティにおけるディマンドレスポンスの実証実験

- ・現在、北九州市や豊田市などのスマートコミュニティ4地域で、大規模なディマンドレスポンスの実験を実施中。
- ・北九州では、ピーク時の電気料金を引き上げることで2割ものピークカットを実現。一般家庭と比べて支払う電気料金も3割安くなり消費者にもメリット。
- ・時間帯別・季節別の電気料金メニューが選択できる社会への移行は今後の重要課題。電力システム改革を通じて新しい需給構造を創出。

【スマートコミュニティ4地域】



北九州のスマートコミュニティのコントロールセンター

小売事業と発電事業が全面自由化されることにより、発電部門(発電事業者)と小売部門(小売事業者)には、新たに多様な事業参加が行われることが見込まれる。

発電事業者

- ✓ LNG、石炭火力については今後、発電事業者の新規参加が見込まれる(資源確保を有利に進めるため、交渉力を発揮すべく、発電事業における企業・業種を超えた提携が進むことも期待)。
- ✓ 再生可能エネルギーや分散型エネルギーの活用、地産地消による新しい発電事業の新規参加が見込まれる。
- ✓ 全面自由化をにらみ、企業では自らの特性を活かした発電所建設の動きがみられる。
(LNG火力発電事業に石油資源開発が参加意向、東日本地域で火力発電所を日本製紙が建設予定ほか)

電源種別	電源の特性	発電電力量割合	
		震災前(H22年度)	震災後(H24年度)
LNG火力	ミドル・ピーク電源、CO2排出量小	29.3%	42.5%
石炭火力	ベース電源、CO2排出量大	25.0%	27.6%
石油火力	ピーク電源、CO2排出量大	7.5%	18.3%
原子力	ベース電源、CO2排出ゼロ	28.6%	1.7%
水力	ベース電源(揚水はピーク電源として使用)、CO2排出ゼロ	8.5%	8.4%
再生可能エネルギー等(水力以外)	固定価格買取制度により導入が拡大、CO2排出ゼロ	1.1%	1.6%

小売事業者

- ✓ 消費者目線の新しい電力小売ビジネス(電気と他の製品・サービスとの「セット販売」、ガス・石油など他のエネルギー企業による参加)が生まれることが見込まれる。
- ✓ 再生可能エネルギーや分散型エネルギーの活用、地産地消による新しい小売事業の新規参加が見込まれる。
- ✓ 一般電気事業者についても、首都圏での小売業参加が予定されているなど、電力会社間の競争に向けた動きがみられる。(中部電力(ダイヤモンドパワー)、関西電力(関電エネルギーソリューション)が首都圏参加を予定)

(参考1) 法的分離による送配電部門の中立性の一層の確保(第3弾改正)により、新規参加の発電事業者や小売事業者に対しての、送配電網へのより一層の公平なアクセスが図られることとなる。

(参考2) 小売事業者には、供給力確保を義務付け(空売りを規制)。

1. 現在、一般電気事業者にしか認められていない家庭等への電気の小売業への参入を自由化し、需要家が小売事業者や料金メニューを選択することを可能とする。
2. 加えて、小売参入全面自由化を進める中で、我が国の電力供給が国民生活を支える基盤であり続けるよう、電気の安定供給を確保するための措置や、需要家保護のための措置などを講ずる。

第2弾改正法の主要改正項目(案)

(1) 小売参入の全面自由化

- ・電気の小売業への参入規制を撤廃
- ・自由化に伴い、電気事業の類型を見直し、発電・送配電・小売の事業区分に応じた規制体系へ移行

一般電気事業者、
特定規模電気事業者等

発電事業者、小売事業者
送配電事業者

(2) 安定供給を確保するための措置

- ・送配電事業者に対する周波数維持義務
- ・送配電事業者に対する料金規制(総括原価方式等)による送配電網への投資回収の制度的保証
- ・送配電事業者が最終保障サービスや離島への料金平準化措置を行う
- ・小売事業者に対する供給力確保義務
- ・広域機関による電源入札制度の創設

(3) 需要家保護を図るための措置

- ・一定期間は経過措置として小売料金規制を継続
- ・小売事業者に対する需要家との契約時の説明義務等

第1弾改正法のプログラム規定の関連箇所(抄)

平成28年を目途に、電気の小売業への参入の全面自由化を実施するものとする。(附則第11条第1項第1号)

送配電等業務を営む者がその区域において一元的に送配電等業務を営むとともに、電気の電圧及び周波数の値を一定の値に維持すること。(同条第5項第1号口)

送配電等業務を営む者が送電用の電気工作物の設置に要する費用その他の送配電等業務に要する費用を適切に回収することを可能とするための措置。(同項第2号)

送配電等業務を営む者が、電気の小売業を営む者から電気の供給を受けることができない者への電気の供給を保障すること。(同項第1号イ)

離島における電気の使用者が離島以外の地域と同程度の料金により電気の供給を受けられるようにするための措置及び離島における電気の安定供給を確保するための措置(同項第8号)

電気の小売業を営む者に、その事業における電気の安定供給を確保するために必要な供給能力を確保させるための措置。(同項第3号)

広域機関に、発電用の電気工作物の設置を促進するための業務を行わせるための措置。(同項第4号)

平成30年から平成32年までの間を目途に電気の小売料金の全面自由化を実施するものとする。(同条第1項第2号)